

報告第 23 号

小城市保育所等における事故防止推進事業費補助金
交付要綱について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和元年 9 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

私立保育所、認定こども園等において、対象児童の睡眠中の事故防止のための機器を導入する経費に対し、補助金を交付するため必要な事項を定めるため。

小城市告示第 号

小城市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付 要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、私立保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を行う事業所（以下「保育所等」という。）において、対象児童の睡眠中の事故防止のための機器を導入する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「保育所等における事故防止推進事業の実施について」（平成31年2月13日子発0213第1号）の別紙「保育所等における事故防止推進事業実施要綱」に基づき実施する事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができるのは、保育所等を運営するもの（以下「補助事業者」という。）とする。

2 補助事業者又は補助事業者の役員等が次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、機器の購入費、リース料、導入費用及び支出経費に係る消費税及び地方消費税とする。ただし、他の補助金により補助対象となる経費を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費について、実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、50万円を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(第6

号において「処分制限期間」という。)を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の5月30日までに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(補助事業等の変更)

第8条 規則第9条第1項に規定する補助金等変更(中止・廃止)承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の補助金等変更(中止・廃止)承認申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名

⑩

年度保育所等における事故防止推進事業費補助金交付申請書

年度保育所等における事故防止推進事業費補助金について、補助金の交付を受けたいので、小城市補助金等交付規則第 3 条第 1 項及び小城市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 事業の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 保育所等における事故防止推進事業費補助金所要額調書(別紙 1-1)
- (2) 収支予算書(別紙 1-2)
- (3) 導入を行う機器の機能及び費用が確認できる資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名 ⑩

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知の
あった保育所等における事故防止推進事業費補助金に係る消費税
及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告し
ます。

記

- 1 対象施設名称
- 2 小城市補助金等交付規則（平成 17 年小城市規則第 39 号）第 14
条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方
消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名

⑩

年度保育所等における事故防止推進事業費補助金変更（中止・廃止）
承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金
交付決定通知のあった、保育所等における事故防止推進事業費補助金を
次のとおり変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕た
いので、小城市補助金等交付規則第 9 条第 1 項及び小城市保育所等にお
ける事故防止推進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類
を添えて申請します。

記

- 1 追加交付（減額承認）申請額 金 _____ 円
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類
 - （1）保育所等における事故防止推進事業費補助金所要額調書（変更）
（別紙 3－1）
 - （2）収支予算書（変更）（別紙 3－2）
 - （3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名 ⑩

年度保育所等における事故防止推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった保育所等における事故防止推進事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、小城市補助金等交付規則第 13 条及び小城市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金実績額 金 円
- 2 添付書類
 - （１）保育所等における事故防止推進事業費補助金精算額調書（別紙 4－1）
 - （２）収支決算（見込み）書（別紙 4－2）
 - （３）補助対象経費に係る納品書の写し
 - （４）補助対象経費に係る領収書の写し
 - （５）補助対象経費の支払内容に係る内訳明細書の写し
 - （６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

保育所等における事故防止推進事業費補助金所要額調書

施設名	①	施設の類型	②	総事業費	③	寄付金その他の収入予定額	④	差引額	⑤ (③－④)	対象経費の支出予定額	⑥	市補助基準額	⑦	市補助額 (⑦×3/4)	⑧	購入等する機器	⑨	単価	⑩	数量	⑪	リースの場合の期間	⑫
対象児童数	人															(1)牛睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品)							

(記載上の注意)

- ①欄は、上段は「施設名」を記入し、下段は平成31年4月1日現在において、補助対象機器の使用対象となる児童数を記入すること。
- ②欄は、保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携認定こども園、地域型保育事業を行う事業所のいずれかを記入すること。
- ③欄は、⑤欄のうち、補助対象経費に係る支出予定額を記入すること。
- ④欄は、⑥欄と500,000円を比較し、少ない方の額を記入すること。
- ⑤欄は、⑦欄の額に3/4を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- ⑥欄は、該当するものの全てに○をすること。なお、(3)に該当する場合、製品名等を記載すること。
- ⑦欄は、購入する機器の数量を記載すること。ただし、①の対象児童数以上の機器の購入及び同一児童に対する複数機器の購入は補助対象外であることを留意すること。
- ⑧欄は、機器をリースする場合のリース期間を記入すること。

収支予算書

（収入）

単位：千円

科目	予算額	備考
合計		

（支出）

単位：千円

科目	予算額	備考
合計		

保育所等における事故防止推進事業費補助金所要額調査(変更)

施設名	施設の類型	②	総事業費	③	寄付金その他の 収入予定額	④	差引額	⑤ (③－④)	⑥	市補助基準額	⑦	選定額	⑧	市補助額 (⑧×3/4)	⑨	購入等する機器	⑩	単価	⑪	数量	⑫	リースの場合 の期間	⑬
対象児童数	人																(1)午睡チャック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品)						

(記載上の注意)

- ①欄は、上段は「施設名」を記入し、下段は平成31年4月1日現在において、補助対象機器の使用対象となる児童数を記入すること。
- ②欄は、保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携認定こども園、地域型保育事業を行う事業所のいずれかを記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄のうち、補助対象経費に係る支出予定額を記入すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額に3/4を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- ⑩欄は、該当するもの全てに○をすること。なお、(3)に該当する場合、製品名等を記載すること。
- ⑫欄は、購入する機器の数量を記載すること。ただし、①の対象児童数以上の機器の購入及び同一児童に対する複数機器の購入は補助対象外であることに留意すること。
- ⑬欄は、機器をリースする場合のリース期間を記入すること。

収支予算書（変更）

（収入）

単位：千円

科目	予算額	備考
合計		

（支出）

単位：千円

科目	予算額	備考
合計		

保育所等における事故防止推進事業費補助金精算額調書

施設名	①	施設の類型	②	総事業費	③	寄付金その他の収入額	④	⑤	③－④	⑥	市補助基準額	市補助額 (⑦×3/4)	交付決定額	⑨	補助交付済額	⑩	⑪	⑧－⑨	購入等した機器	⑫	単価	数量	リースの場合 の期間	⑮
対象児童数	人																			(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ()				

（記載上の注意）

- ①欄は、上段は「施設名」を記入し、下段は実際に補助対象機器の使用対象となった児童数を記入すること。
- ②欄は、保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携認定こども園、地域型保育事業を行う事業所のいずれかを記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄のうち、補助対象経費に係る実支出額を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄と500,000円を比較し、少ない方の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に3/4を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入
- ⑫欄は、該当するもの全てに○をすること。なお、（3）に該当する場合、製品名等を記載すること。
- ⑭欄は、購入した機器の数量を記載すること。ただし、①の対象児童数以上の機器の購入及び同一児童に対する複数機器の購入は補助対象外であることに留意すること。
- ⑮欄は、機器をリースした場合のリース期間を記入すること。

収支決算（見込み）書

（収入）

単位：円

科目	決算額	備考
合計		

（支出）

単位：円

科目	決算額	備考
合計		